

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

NO. 135

〔共通〕問1 消防法第8条の2の5で定める自衛消防組織に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 自衛消防組織を置かなければならぬ防火対象物であるか否かは、1の防火対象物ごとに判断するのが原則であるが、消防法施行令第2条の適用がある場合は、管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）が同一の者である個々の防火対象物（同一敷地内にあるもの）の延べ面積等を合算する等して判断しなければならない。
- (2) 自衛消防組織を置かなければならぬ防火対象物が消防法施行令別表第1(6)項に掲げる防火対象物であるときは、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）が自衛消防組織を置かなければならぬ。
- (3) 自衛消防組織を置かなければならぬ防火対象物の管理権原者が複数あるときは、各管理権原者がそれぞれ自衛消防組織を置かなければならぬ。
- (4) 自衛消防組織を置かなければならぬ防火対象物の管理権原者（消防法施行令別表第1(6)項に掲げる防火対象物にあっては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の管理権原者）は、その者が定めた防火管理者に、防火管理に係る消防計画において、自衛消防組織の業務に関する事項を定めさせなければならない。

〔消防用設備等〕問1 次の病院のうち、消防法施行令別表第1(6)項イ(1)に該当するものとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。ただし、いずれも医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有するものとする。

- (1) 「整形外科」及び「リハビリテーション科」を診療科名とし、病床数が60で、勤務する医師、看護師、事務職員その他の職員の数が常時5以上（夜間は宿直勤務者以外で常時2以上）であるもの
- (2) 「内科」及び「小児科」を診療科名とし、病床数が100で、勤務する医師、看護師、事務職員その他の職員の数が常時3以上（夜間は宿直勤務者以外で常時1以上）であるもの
- (3) 「形成外科」「美容外科」及び「麻酔科」を診療科名とし、病床数が60で、勤務する医師、看護師、事務職員その他の職員の数が常時2以上（夜間は宿直勤務者以外で常時1以上）であるもの
- (4) 「産婦人科」を診療科名とし、病床数が100で、勤務する医師、看護師、事務職員その他の職員の数が常時2以上（夜間は宿直勤務者以外で常時1以上）であるもの

〔消防用設備等〕問2 消防法施行令別表第1(6)項イに掲げる病院・診療所のうち、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要するものとして、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消防法施行令別表第1(6)項イ(1)に掲げる病院で、消防機関が存する建物内にあるもの
- (2) 消防法施行令別表第1(6)項イ(2)に掲げる診療所で、消防機関からの歩行距離が500mの位置にあるもの
- (3) 消防法施行令別表第1(6)項イ(3)に掲げる延べ面積300m<sup>2</sup>の診療所

- (4) 消防法施行令別表第1(6)項イ(4)に掲げる延べ面積500m<sup>2</sup>の診療所で、当該防火対象物に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したもの

〔防火査察〕問1 消防法（以下「法」という。）に基づく命令要件等に関する次表のうち、誤っていないものは次のうちどれか。

| No. | 命令条文<br>(命令の主体)   | 命令要件  | 名あて人                | 標識等による公示の義務の有無 |
|-----|-------------------|---|---------------------|----------------|
| (1) | 法第3条第1項<br>(消防吏員) | 屋外における行為で火災の予防に危険であると認めるとき                                      | 行為者                 | 有              |
| (2) | 法第4条第1項<br>(消防吏員) | 火災予防のために必要があるとき   | 関係者                 | 無              |
| (3) | 法第8条第3項<br>(消防長)  | 防火管理者を選任すべき防火対象物であるにもかかわらず、防火管理者が定められていないこと                     | 防火対象物の管理について権原を有する者 | 有              |
| (4) | 法第8条第4項<br>(消防署長) | 防火管理者を選任すべき防火対象物において、防火管理者の行うべき防火管理上の必要な業務が、法令の規定に従って行われていないこと。 | 防火対象物の関係者で権原を有する者   | 有              |

〔防火査察〕問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する事項のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条第1項中の「個人の住居」とは、私生活の営まれる場としての個人のすまいをいい、個人の専用住宅は該当するが、共同住宅の居室は該当しない。
- (2) 法第4条第2項中の「関係のある者」とは、関係者又はその代理人、使用人その他の従業員等がこれにあたる。
- (3) 法第5条の3第1項中の「特に緊急の必要があると認める場合」とは、権原を有する関係者の住所が現場から遠い等の理由から命令を伝えるまでに日時を要し、かつ、一刻も早く命令を行わないと火災予防上重大な支障を生じる等の理由がある場合である。
- (4) 法第5条の3第2項中の「確知することができない」とは、物件の所有者等が現場に居合わせず、かつ、氏名、住所等、その者を特定する情報がない場合である。

〔危険物〕問1 地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に関する次の記述のうち、誤っているものを選べ。

- (1) 地下貯蔵タンクの外面は、塗装により保護する。
- (2) 鋼製タンクを直接埋設して設置することはできない。
- (3) 通気管は、地下貯蔵タンクの頂部に取り付ける。
- (4) タンク室は、自重、地下貯蔵タンク等及び貯蔵危険物の重量、土圧、地下水圧並びに上載荷重、地震の影響等に対して安全なものでなければならない。

〔危険物〕問2 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に関する次の記述のうち、誤っているものを選べ。

- (1) 車両の前後の見やすい箇所に「危」と表示した標識を掲げる。

- (4) 職員自身が高年齢の制度であるため、誤り。  
 (5) 減額支給されるため、誤り。

## 【行政手続】

問1 答 (2)

- 解説 (1) 行政主体の説明であるため、誤り。  
 (2) 正しい。  
 (3) 補助機関の説明であるため、誤り。  
 (4) 参与機関の説明であるため、誤り。  
 (5) 行政全般であるため、誤り。

## 【警防】

問1 答 (3)

解説 周囲建物の延焼危険、現時点での延焼面積は、指揮本部長の独断とするのではなく、同じく状況確認を行った指揮隊員とのすり合わせを行い、現場の延焼危険、延焼面積を把握し、適格な指揮活動を行う。

## 【救急】

問1 答 (4)と(5)

解説 救急隊の感染防止対策マニュアル（平成31年3月消防庁）「7. 感染症患者への対応」に記載のとおり。問い合わせに記載されている感染症患者の搬送は、都道府県知事が行う。

問2 答 (1)と(5)

解説 救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領の一部改正について（平成29年3月30日付 消防救第40号 消防庁救急企画室長通知）の救急隊員及び准救急隊員の行う心肺蘇生法の実施要領「10. 外傷その他」に記載のとおり。  
 (1) 頸椎（髄）損傷を疑う傷病者の気道確保が不十分な場合では頸椎保護より気道確保を優先し、頭部後屈顎先挙上法を試みる。  
 (5) 高度の低体温（中心部体温30℃未満）が疑われる傷病者の場合、2回目以降の除細動の試みは原則として中心部体温が30℃以上となるまでは行わない。

問3 答 (2)

解説 「患者等搬送事業者指導基準の作成について」以下の項目を参照。  
 A 正しい。別添1 患者等搬送事業指導基準 1共通事項 1事業実施の基本原則 (2)参照  
 B 正しい。別添1 患者等搬送事業指導基準 1共通事項 3定期講習参照。  
 C 誤り。別添1 患者等搬送事業指導基準 1共通事項 4車両の外観参照。患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。  
 D 正しい。別添2 患者等搬送事業認定基準 1共通事項 2認定の申請参照。  
 E 誤り。別添2 患者等搬送事業認定基準 1共通事項 3認定の有効期参照。正しくは、3年ではなく5年である。

## 予防技術検定模擬テスト

## 【共通】

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法施行令第4条の2の4参照。消防法第8条の2の5の適用については、消防法第8条第1項の防火対象物であることが前提とされているこ

とから、消防法施行令第2条の規定が適用される。この場合、面積の要件については延べ面積又は床面積の合算で、階数の要件については個々の防火対象物のうち最も階数の多いものの階数で、判断する必要がある。

- (2) 消防法施行令第4条の2の5第1項参照。なお、自衛消防組織設置防火対象物とは、消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物である（消防法施行令第4条の2の4参照）。  
 (3) 消防法施行令第4条の2の5第2項参照。「各管理権原者がそれぞれ」ではなく、自衛消防組織を置かなければならない管理権原者が「共同して」自衛消防組織を置くものとされている。  
 (4) 消防法施行令第4条の2の6参照。自衛消防組織は、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に設置されるものであるが、当該防火対象物に自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分以外の用途が含まれる場合には、当該部分における消防法第8条の防火管理制度による自衛消防の組織と連携して、防火対象物全体で必要な自衛消防体制を確保することとなることに、留意が必要である。

## 【消防用設備等】

問1 答 (2)

- 解説 (1) 消防法施行規則第5条第3項参照。診療科名中に特定診療科名である「整形外科」を有するが、火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有する（消防法施行規則第5条第3項各号に該当する）ため、消防法施行令別表第1(6)項イ(1)に該当しない。  
 (2) 消防法施行規則第5条第3項参照。診療科名中に特定診療科名である「内科」を有し、火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有しない（消防法施行規則第5条第3項各号に該当しない）ため、消防法施行令別表第1(6)項イ(1)に該当する。  
 (3) 消防法施行規則第5条第4項第1項参照。「形成外科」及び「美容外科」は消防法施行規則第5条第4項第1項に列記されており、特定診療科名に該当しない。「麻酔科」は消防法施行規則第5条第4項第1項に列記されていないが、麻酔は麻酔科を標榜していない医療機関においても実施される医療行為であり、また、麻酔科の標榜の有無により当該医療機関の患者の様態や職員の体制に差が生じないことから、特定診療科名に該当するか否かの判断は、標榜している診療科名のうち麻酔科以外の診療科名により行うこととされている。したがって、「麻酔科」以外の診療科名が前述のとおり特定診療科名に該当しない「形成外科」及び「美容外科」であるため、消防法施行令別表第1(6)項イ(1)に該当しない。消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の運用上の留意事項について（通知）（平成28年8月3日付 消防予第240号）参照。  
 (4) 消防法施行規則第5条第4項第1項。「産婦人科」は消防法施行規則第5条第4項第1項に列記されており、特定診療科名に該当しないため、消防法施行令別表第1(6)項イ(1)に該当しない。

## 問2 答 (1)

- 解説 (1) 消防法施行規則第25条第1項第1号。「消防機関が存する建築物内にあるもの」は、消防法施行令第23条第1項のただし書きの「総務省令で定める場所にある防火対象物」に該当するため、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない。
- (2) 消防法施行令第23条第1項第1号。消防法施行令別表第1(6)項イ(2)に掲げる診療所は、消防法施行規則第25条第1項第2号の適用はない。
- (3) 消防法施行令第23条第1項第1号。消防法施行令別表第1(6)項イ(3)に掲げる防火対象物は面積にかかわらず、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する。
- (4) 消防法施行令第23条第1項第2号。消防法施行令第23条第3項では、消防法施行令別表第1(6)項イ(4)に掲げる防火対象物は除かれており、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する。

## 〔防火査察〕

### 問1 答 (3)

- 解説 (1) 標識等による公示の義務は無いので、誤り。
- (2) 命令の主体は消防長又は消防署長なので、誤り。
- (3) 正しい。消防法及び違反処理マニュアルにより誤りではない。
- (4) 名あて人は、防火対象物の管理について権原を有する者なので、誤り。

### 問2 答 (1)

- 解説 (1) 共同住宅の居室も個人の住居に該当するので、誤り。

- (2) 違反処理マニュアルにより正しい。
- (3) 違反処理マニュアルにより正しい。
- (4) 違反処理マニュアルにより正しい。

## 〔危険物〕

### 問1 答 (1)

- 解説 (1) 誤り。地下貯蔵タンクは、地盤面下に設置され外面防食対策に対する設置後の維持管理が一般に困難であることから、その外面は塗覆装等により保護することとされている。危険物の規制に関する政令第13条第1項第7号、同第2項第5号、同第3項、危険物の規制に関する規則第23条の2参照。
- (2) 危険物の規制に関する政令第13条第1項第1号参照。
- (3) 危険物の規制に関する政令第13条第1項第11号参照。
- (4) 危険物の規制に関する政令第13条第1項第14号、危険物の規制に関する規則第23条の4参照。

### 問2 答 (4)

- 解説 (1) 危険物の規制に関する政令第15条第1項第17号、危険物の規制に関する規則第17条第2項参照。
- (2) 危険物の規制に関する政令第15条第1項第7号、危険物の規制に関する規則第24条の3第1号参照。
- (3) 危険物の規制に関する政令第15条第1項第4号参照。
- (4) 誤り。非常に底弁を閉鎖するため、手動閉鎖装置にレバーを設けることとされている。危険物の規制に関する政令第15条第1項第9号、同項第10号参照。

## 解答例

毎年、各地で大雨による被害が続発している。予想を超える降雨量による河川の氾濫や急傾斜地の崩壊はいうまでもなく、住宅地でも側溝の排水能力を超えた床上浸水等が頻繁にみられている。特に、近年は、地域の高齢化が大幅にすすんでいることから、大雨時の高齢者の避難対策が大きな課題になっている。これまで、高齢者の避難を促すために、近所の人達が誘い合って避難する方法や、最近では、近くに住んでいないても子供や親戚の人が電話で高齢者に避難を呼び掛けるということも盛んに喧伝されている。また、分かり易い気象情報として警戒レベルを付して伝える工夫もされ、テレビやラジオ放送なども手伝って避難行動を積極的に後押しする取り組みも行われているが、現実にはこうした避難の呼び掛けが、効果的に高齢者に自主的な避難を促すまでには至っていない。

災害時には「正常性バイアス」という心理によって避難行動を阻害するといわれてきたが、実際に高齢者が避難を躊躇するケースでは、そうした影響は殆どないように思われる。寧ろ、避難行動に対する体力的な限界、避難所での健康不安や窮屈さ、とりわけ長年守ってきた住み慣れた自宅を離れたくない、という気持ちによるものが大きいと考える。若し、高齢者の気持ちの中にこうした感情があるのなら、基本的にこれらの懸念に、一定の安心を与える対応がなされない限り、なかなか避難に腰を上げてもらうことはできないだろう。つまり、行政の基本的な対応としては、避難所での健康に支障を生じさせないような看護体制の充実、離れてきた住まいの避難後の様子など、安心情報とし

て提供するということを、高齢者に伝えていく努力が必要だということだ。

その上で、重要なのが、法的に住民の安全確保に責務を有する自治体の首長等が、強いリーダーシップを発揮して、毅然と避難を呼び掛けなければならない。この意味で行政の対応に欠けているのは、住民に避難の呼び掛けが行われる際に、そもそも誰の責任において避難が呼び掛けられているのか、住民に理解されていないのを放置しているということである。気象庁なのか、マスコミ放送なのか、あるいは都道府県なのか、と住民の受け取り方は様々だ。

少なくとも、避難を呼び掛けているのは誰かということくらいは、明らかにしておくべきである。仮にも、被災する可能性がある住民に具体的な避難行動を起こさせるのであるから、誰がこの呼び掛けに責任をもって行っているのかくらいは常識的に知らせるべきである。

その意味では、自治体の首長はじめ、首長から住民の避難対策を任せられている者は、自分の名前で責任をもって避難行動を呼び掛けなければならない。災害時に集団でパニック状態を起させないためには、通常、安心情報の提供と毅然とした指示が効果的だとされる。大雨による避難を要する場合にも、この安心情報の提供と毅然とした指示による避難誘導は非常に重要で、これによって高齢者が避難に伴って抱える健康不安や住宅への心配を払拭若しくは薄めることができる。迅速に人を動かすには首長等が強力なりーダーシップを発揮すること以外に有効な対策はない。災害時の被害を防ぐ事態であれば尚更けん引役の存在なくして人は動かないということを自覚しなければならない。